ハラスメント対策認定アドバイザー資格認定規程
一般社団法人日本ハラスメント協会

（目的）
第１条　一般社団法人日本ハラスメント協会（以下協会という。）において，ハラスメント対策認定アドバイザー資格の認定を適正に行い，ハラスメント対策のアドバイザーに係る能力・資質の向上をはかるためにこの規程を設ける。
（認定）
第２条　資格の認定を希望する者は，協会の行うハラスメント対策認定アドバイザー資格講座に申込し、インターネット資格講座を受講、インターネット本試験を受けなければならない。
第３条　資格審査に合格し，所定の手続を完了した者に対して，協会は「ハラスメント対策認定アドバイザー」の資格証を交付し，その氏名等を協会の名簿に登録するものとする。
ただし資格証の郵送は日本国内在住の者に限るものとする。海外に在住する者はデジタル資格証を交付し電子メールで送付するものとする。
第４条 ハラスメント対策認定アドバイザー資格（以下本資格という）は有効期間に定めはなく更新不要の永久資格とする。
第５条　本資格登録者が、次のいずれか一つでも該当する場合、協会は資格登録を抹消することができる
1.本人から登録の抹消の申請があったとき
2.禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者
3.破産者で復権を得ない者
4.死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
5.虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
6.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
7.協会の信用が著しく損なわれるような行為、言動、協会の尊厳を傷つけるような行為、言動その他協会がふさわしくないと判断した事案が確認できたとき
登録の抹消は代表理事が決定するものとする。
（試験）
第６条　本資格審査はハラスメント対策認定アドバイザーとして必要な基礎的知識についてこれを行う。
第７条　資格審査対象者は，国内外に在住の 24 歳以上 70 歳未満の者で社会人経験 1 年以上の者とする。

第８条　資格審査を希望する者は協会ホームページの申込みフォームから申請しなければならない。
規定の申込料を申込み申請から原則１週間以内に銀行振込にて支払うものとする。
第９条　資格申込・資格審査は随時受付するものとする。